

## 三重県立伊賀白鳳高等学校体育施設利用心得

1. 利用責任者（以下「責任者」という。）は、利用にあたって三重県立学校体育施設開放要綱（以下「要綱」という。）、三重県立伊賀白鳳高等学校体育施設利用規則（以下「利用規則」という。）に基づき、利用者、同伴者及び見学者等の指導監督に当たり、利用に対する一切の責任を持つとともに、下記事項を遵守すること。
  - (1) 責任者は、利用にあたって学校教職員等から当該開放施設の鍵の授受を行い、開閉・施錠に責任をもつこと。
  - (2) 施設の利用について、グラウンドコンディション等を充分考慮し、利用の可否を的確に行い、グラウンド等の破損防止に充分注意すること。
  - (3) 利用の前後に、開放施設及び器具等の状況を確認すること。  
なお、利用に伴ない異常を生じた場合には原形に復するとともに、責任者は別紙により速やかに学校教職員等に提出すること。
  - (4) 利用に際し、必要な用具等は、利用者において準備すること。
  
2. 利用者・同伴者及び見学者の遵守事項  
利用者・同伴者及び見学者（以下「利用者等」という。）は、責任者の指示監督に従い、常に善良なる管理のもとに開放施設等を利用し、要綱・利用規則及び下記事項を遵守すること。
  - (1) 開放施設の利用中に生じた事故・傷害等は利用者等個人の責任において処置すること。
  - (2) 施設内での火気の使用及び喫煙は禁止する。
  - (3) 利用者等は、使用承認施設以外の場所に立ち入らぬこと。
  - (4) 自転車・自動車等は、定められた場所に駐車すること。
  - (5) 施設には、酒気をおびて立ち入らないこと。
  - (6) 使用後は、使用施設の清掃をして、空きびん・空きかん等は必ず持ち帰ること。